

改正後	改正前
第 14 章 地盤変動影響調査等	第 14 章 地盤変動影響調査等
第 1 節 調査	第 1 節 調査
（調査） 第 150 条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（中国地区用地対策連絡会制定。以下「地盤変動要領」という。）により行うものとする。 2 （略）	（調査） 第 150 条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成 28 年 3 月 17 日付け広島県土木建築局長通知。以下「地盤変動要領」という。）により行うものとする。 2 （略）
（水準測量） 第 151 条 地盤変動要領第 9 条第 2 項の水準測量は、事前調査および事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点し・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検討し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。 一 四 （略） 2 （略）	（水準測量） 第 151 条 地盤変動影響調査算定要領第 9 条第 2 項の水準測量は、事前調査および事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点し・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検討し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。 一 四 （略） 2 （略）